

平成26年9月2日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
10番	辻登代子	議員	11番	荒木春吉	議員
12番	新宮征一	議員	13番	佐藤良一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

9番 杉沼孝司 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安孫子和広	病院事務長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	渡邊拓也	総務 係長

議事日程第1号

第3回定例会

平成26年9月2日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務文教、厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- (2) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員の報告について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 7 議第41号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- 〃 8 議案説明
- 〃 9 委員会付託
- 〃 10 質疑・討論・採決
- 〃 11 議第42号 表彰について
- 〃 12 議案説明
- 〃 13 委員会付託
- 〃 14 質疑・討論・採決
- 〃 15 報告第3号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 16 報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 17 報告第5号 平成25年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- 〃 18 報告第6号 平成25年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- 〃 19 質疑
- 〃 20 認第 1号 平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 21 認第 2号 平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 22 認第 3号 平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 23 認第 4号 平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 24 認第 5号 平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 25 認第 6号 平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 26 認第 7号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 27 認第 8号 平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 28 認第 9号 平成25年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について

- 〃 29 認第10号 平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
 - 〃 30 認第11号 平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
 - 〃 31 議第43号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）
 - 〃 32 議第44号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 〃 33 議第45号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 〃 34 議第46号 平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）
 - 〃 35 議第47号 寒河江市市税条例の一部改正について
 - 〃 36 議第48号 寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 〃 37 議第49号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 〃 38 議第50号 寒河江市保育の必要性の認定に関する条例の制定について
 - 〃 39 議第51号 寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 〃 40 議第52号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
 - 〃 41 議第53号 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
 - 〃 42 議第54号 寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
 - 〃 43 議第55号 寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 〃 44 議第56号 損害賠償の額を定めることについて
 - 〃 45 議第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - 〃 46 請願第5号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出に関する請願
 - 〃 47 請願第6号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願
 - 〃 48 請願第7号 「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願
 - 〃 49 議案説明
 - 〃 50 監査委員報告
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

- 鴨田俊廣議長 おはようございます。
- ただいまから、平成26年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。
- 本日の欠席通告議員は9番杉沼孝司議員であります。
- 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

- 鴨田俊廣議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、7番沖津一博議員、12番新宮征一議員を指名いたします。

会 期 決 定

- 鴨田俊廣議長 日程第2、会期決定を議題といたします。
- 本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。
- 〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕
- 内藤 明議会運営委員長 おはようございます。
- 議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。
- 本日招集になりました平成26年第3回寒河江市定例会の運営につきましては、去る8月28日、委員5名出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。
- 会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問通告数等を勘案し、本日から9月19日までの18日間とし、その間の会議についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。
- 以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。
- 鴨田俊廣議長 お諮りいたします。
- 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議なしと認めます。
- よって、会期は本日から9月19日までの18日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

平成26年9月2日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 2日 (火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、質疑、人権擁護委員候 補者推薦、教育委員任命議案 上程、同説明、委員会付託、 質疑・討論・採決、表彰議案 上程、同説明、委員会付託、 質疑・討論・採決、報告、質 疑、議案・請願上程、同説 明、監査委員報告	議 場
9月 3日 (水)	休 会 (議案調査)			
9月 4日 (木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 5日 (金)	休 会 (議案調査)			
9月 6日 (土)	休 会			
9月 7日 (日)	休 会			
9月 8日 (月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 9日 (火)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 決算特別委員会設置、委員会 付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科 会分担付託	議 場
	予算特別委員会 終了後	決算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科 会分担付託	議 場
9月10日 (水)	午前9時30分	厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
9月11日 (木)	午前9時30分	厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第5会議室
9月12日 (金)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第5会議室
9月13日 (土)	休 会			
9月14日 (日)	休 会			
9月15日 (月)	休 会			
9月16日 (火)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
9月17日 (水)	休 会 (事務処理)			
9月18日 (木)	休 会 (事務処理)			
9月19日 (金)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討 論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	決算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討 論・採決、閉会	議 場

月	日	時 間	会 議	場 所
		決算特別委員会 終 了 後	本 会 議 議案・請願上程、委員長報告、 質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 総務文教、厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員の報告について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆さん、おはようございます。

初めに、6月定例会以降の現在までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

まず、ことしのサクランボの出荷状況等について申し上げます。

4月の高温の影響で平年より3日、昨年より1週間程度開花時期が早まり、「佐藤錦」については6月中旬に収穫のピークを迎え、「紅秀峰」については6月30日に出発式を行ったところでございます。天候にも恵まれ、着果量は平年よりも多く、地域によって作柄がばらついた昨年に比べ、ことしは平均して作柄、生産量ともに良好でございます。今後とも、安定生産に向けた取り組みを一層進めてまいりたいと考えているところでございます。

とりわけ、寒河江産「紅秀峰」の販売促進については、7月2日から3日まで大阪においてトップセールスを実施するとともに、7月9日には林農林水産大臣を訪問し、「紅秀峰」を賞味していただき、販路拡大と本格輸出に向けた支援を要請したところでございます。

ことし2年目を迎える輸出試験事業については、7月18日から20日までの3日間、台北市内の高級百貨店3店舗で試食即売会を行い、寒河江産「紅秀峰」のPRと市場調査を行ってまいりました。台湾では日本の果実は高級品、贈答品として認知されており、「紅秀峰」についても安全・安心で甘くおいしいと全体的に評判は良好でありましたので、今後、本格的な輸出事業の展開に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、本日の新聞にも記載がございましたが、8月22日の降ひょうと強風による市内農作物の被害状況でございますが、リンゴ、大豆、ソバなどの農作物に被害が出ております。被害面積では9.1ヘクタール、被害金額では現時点で、55万6,000円となっておりますので御報告申しあげる次第であります。

次に、さくらんぼ祭りについて申し上げます。

ことは6月14日から、山形デスティネーションキャンペーンが全県挙げて始まったことから、各地の催しとの差別化を考慮しながら実施してきたところでございます。第29回を数えました「全国さくらんぼの種吹きとぼし大会」には1,019名の参加者があり、寒河江市発祥のイベントとして昨年以上のにぎわいがございました。また、「さくらんぼウォーク」、リニューアルした「さくらんぼマラソン大会」、「チェリンとあそぼう！2014」などに県内外から多くの家族連れや観光客においでいただき、寒河江の魅力に触れながら楽しんでいただけたものと思っております。

また、寒河江西村山地方を自転車で走り抜ける第2回「ツール・ド・さくらんぼ」は、昨年より定員を200名ふやし、全国から約700名に参加いただきました。当日は残念ながら途中で悪天候のため中止となりましたが、参加者たちは各休憩所で用意された味覚を楽しみながら、地域の方々との交流のひとつを過ごしておりました。

一方、6月7日から7月6日まで30日間開催をした「ゆめタネ@さがえ」は、延べ26万9,000人の来場者を迎え、子供からお年寄りまで楽しめる空間づくりを展開してきたところであります。今回は、開催時間の延長や駐車スペースの確保など、来場者の利便性向上に努めたほか、市制施行60周年を記念して市内各芸術団体が多数出演した市民主役のステージイベント、「さがえ60市民フェスタ」も開催したところでございます。

これらの継続した取り組みにより、ことしの市内さくらんぼ観光果樹園の入り込み数は前年度比4.7%の減ではございましたが、県内では最も多い19万2,400人と相りました。

次に、慈恩寺の国史跡指定と秘仏展御開帳について申し上げます。

去る6月20日に開催された国の文化審議会において、慈恩寺を国史跡に指定するよう文部科学大臣に答申がなされたところでございます。国史跡の指定は日本の宝として全国的に認められ、まちづくりの核として地域活性化、観光振興が大いに期待されるところであり、ことし3月に策定した「慈恩寺『悠久の魅力』向上基本計画」が今後着実に実行され、関係者が一体となってこれまで以上ににぎわいを創出し、元気な寒河江になることを期待するものであります。

その慈恩寺におきましては、6月1日から7月21日までの51日間、本尊弥勒菩薩坐像を初めとした20軀の秘仏を展示し、諸仏とあわせて今世紀初の御開帳となりましたが、昨年からの旅行業者、旅行業界へプロモーションの実施やテレビCMなどによりPRを推進した結果、期間中3万5,274名の来場者を得ることができました。特にツアー客の誘致については、PR活動のほか山形デスティネーションキャンペーンや期間中に国史跡への答申が報道され、また仏像群そのものと展示方法のよさが口コミとして広がった結果と思われまふ。また、受け入れ態勢に関しても、期間中に駐車場及び境内への人員配置など地元住民の方々と連携して、参拝に訪れる人たちをもてなすことができ、大変好評を得たものと思っております。

次に、市制施行60周年記念式典及び事業について申し上げます。

この8月1日に寒河江市は市制施行60周年を迎え、山形県知事、姉妹都市である寒川町長、寒川町議会議長を初め多数の御来賓の皆様にご臨席をいただき、市制施行60周年記念式典を盛大に開催することができました。

式典では、60周年を記念し制定した「さがえっこすくすく宣言」並びに市のシンボルとして「市の魚」「市のシンボルカラー」「市民のまつり」の発表を初め、これまでまちづくりに貢献された47の個人及び42の団体の方々を表彰させていただくとともに、宇宙飛行士毛利 衛氏を迎えての特別

記念講演会を開催したところでございます。

この節目の年をこうして迎えられましたのも、「日本一さくらんぼの里 寒河江」をこれまで築いてこられました多くの先人の方々による御尽力のたまものと、改めて心から敬意と感謝の意を表する次第であります。これを契機に、本市のさらなる発展を皆様とともに誓ったところでございます。

また、同日、市制施行60周年を記念した「さがえっこすくすく宣言」の具現化の第一歩として、最上川ふるさと総合公園内に「虹の丘すべり台」が完成し、落成式を行ったところでございます。最上川の雄大な流れを一望し、最上川と一体感のある滑りを子供たちが存分に楽しむことができ、憩いの場として多くの人でにぎわう場所になってほしいと願っているところでございます。

さらに、60周年を記念した事業として、市内の四季折々の「景観60選の写真コンクール」や「寒河江さくらんぼ大学」などを開催しておりますが、今後10月には、市所有の歴史芸術分野の作品等を展示する寒河江市再発見事業、11月には地元商工業者の皆様が製造したすぐれた製品を展示して、寒河江の商工業の姿を広くPRする「寒河江でがんばる商工展」、また寒河江公園つつじ園を増設して市の花「つつじ」を植樹する「寒河江公園つつじ園リニューアル記念植樹」などを予定しているところでございます。市民の皆様これら記念事業に大いに参加していただくことで、未来へのさらなる飛躍に向けた新たな一歩としてまいりたいと考えているところでございます。

以上、6月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政の運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申しあげます。

次に、寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員について御報告申しあげます。

平成26年7月6日執行の寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに農業委員会等に関する法律第12条の規定により選任した委員は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございますので、よろしくお願い申しあげます。

以上でございます。

質 疑

○**鴨田俊廣議長** 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、(1) 市政の概況についての質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(2) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員の報告について、質疑はありませんか。佐藤議員。

○**佐藤良一議員** ただいま、議場に新農業委員会会長は御出席になっておりますか。なっていたのなら、農業委員会の会長に一言これからの寒河江市の農業委員会に取り組むことについてお願いしたい。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤議員、ただいまの市長の報告についての質疑でありますけれども、よろしくお願いしたいと思います。佐藤議員。

- 佐藤良一議員 もし議場に新しい農業委員会の会長がいましたら、寒河江の農業委員会はどうのよう
にこれから進めて……。
- 鴨田俊廣議長 佐藤議員、市長の報告について質疑はありませんかということでございますので、
よろしくお願ひします。
ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これにて質疑を終結いたします。

人権擁護委員の候補者の推薦に 関し意見を求めることについて

- 鴨田俊廣議長 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題と
いたします。
本件については、お手元に配付しております文書のとおり委員候補者2名の推薦について、人権
擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。
お諮りいたします。
これに同意することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、人権擁護委員の候補者の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しまし
た。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 日程第7、議第41号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
この際、渡邊満夫教育委員長の退席を求めます。
〔渡邊満夫教育委員長 退席〕

議 案 説 明

- 鴨田俊廣議長 日程第8、議案説明であります。
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。
〔佐藤洋樹市長 登壇〕
- 佐藤洋樹市長 議第41号寒河江市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。
教育委員会委員のうち、渡邊満夫委員が本年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続
き任命いたしたく御提案するものでございます。御同意くださいますようよろしくお願ひ申しあげ
る次第であります。
以上であります。

委 員 会 付 託

○鴨田俊廣議長 日程第9、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第41号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○鴨田俊廣議長 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第41号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第41号寒河江市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第41号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第41号についてはこれに同意することに決しました。

ここで、渡邊満夫教育委員長に着席を求めます。

〔渡邊満夫教育委員長 着席〕

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第11、議第42号表彰についてを議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第12、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第42号表彰についてを御説明申しあげます。

本市の興隆・発展に寄与し、市政に功労のある方について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものでございます。

初めに、高子 武氏でございます。

高子 武氏は、平成11年から平成26年まで15年間の長きにわたり、寒河江市農業委員会委員として地域農業の振興に御尽力されました。この間、新規就農を促進するため、農地の権利取得における下限面積の引き下げや遊休農地解消のため、農業委員がみずから耕作放棄地対策プロジェクトを立ち上げ耕作放棄地再生事業に取り組むなど、本市農業の発展に大きく貢献されました。

平成20年7月から会長職務代理者、平成23年7月からは会長に就任し、市農業委員会の円滑な運営に尽力されたほか、平成23年7月から県農業会議常任会議員、平成25年12月から西村山農業委員連絡協議会会長を務められるなど、本市のみならず、県そして西村山地域の農業振興並びに市勢発展に尽くされた功績は、まことに大きなものでございます。

次に、古澤康太郎氏でございます。

古澤康太郎氏は、平成2年4月に寒河江市観光協会理事に選任、平成3年4月から同副会長、さらに平成4年4月から平成26年7月まで、22年余の長きにわたり会長として本市の観光振興に尽力されました。

古澤氏は、就任以来、仙台市や東京都など県外での観光セールスに精力的に参加し、「日本一さくらんぼの里 寒河江」のPRに大きく貢献されました。

また、平成17年4月から平成26年7月まで寒河江四季のまつり実行委員会の会長として、1年を通じて開催される市内でのイベントの円滑な運営に力を注ぐとともに、時代の流れに合わせたイベントの刷新に努めるなど、本市の観光振興に大きな役割を果たされました。

さらに、山形県総合政策審議会委員や、4回にわたり市振興審議会委員を務められるなど、観光振興の視点から積極的に意見を述べ、県並びに市の観光の発展に寄与されました。

両氏の功績、経歴等の詳細については、別紙資料のとおりでございます。

なお、この件につきましては、去る8月20日開催の市表彰審査委員会において、審査の結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨、御報告をいただいておりますので、今回御提案申しあげる次第であります。

御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

委 員 会 付 託

○鴨田俊廣議長 日程第13、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第42号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第42号表彰についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第42号についてはこれに同意することに決しました。

報 告

○**鴨田俊廣議長** 日程第15、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてから日程第18、報告第6号平成25年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてまでの4案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 初めに、報告第3号及び報告第4号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを一括して御説明申しあげます。

平成25年10月28日に、寒河江公園地内において発生した遊具の事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申しあげるものでございます。

次に、報告第5号平成25年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について御説明申しあげます。

財政健全化判断比率を各会計及び関連団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は14.1%、将来負担比率は90.0%となったものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申しあげるものでございます。

次に、報告第6号平成25年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてを御説明申しあげます。

資金不足比率を5つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの事業会計も資金不足比

率は生じないものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申しあげるものでございます。

以上でございます。

質 疑

○鴨田俊廣議長 日程第19、これより質疑に入ります。

まず、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について質疑はありませんか。
新宮議員。

○新宮征一議員 ただいま市長の説明の中でですね、この報告第3号と4号を一括して説明を受けましたので、関連するので3号、4号を含めた中での質問でよろしいですか。

○鴨田俊廣議長 関連するのなら結構でございます。

○新宮征一議員 市長の説明でも一括で説明を受けたわけですが、この件なんです、今年の10月28日1時半、それから1時35分、この親御さんの名前を見ますというと両方3号、4号ですね、同じ子供さんなのかなというふうに思いますが、金額……。

○鴨田俊廣議長 新宮議員、3号と4号は違いますので、同じ子供さんではないはずですよ。

○新宮征一議員 同じ子供ではないです、違います。大泉龍真さんと、大泉翔真さん。同じ子供ではありませんね、確認しますけれども。

○鴨田俊廣議長 そうですか、済みません。私の認識違いでございました。

○新宮征一議員 ただ、親権者が同じなんです。したがって、御兄弟なのか双子なのかはちょっとわかりませんが、何歳ぐらいの子供さんなのか。それにこの事故の内容もですね、一方がシーソーの腕部分に左足かかとを挟めて裂傷を負ったと。もう一人の龍真君のほうは、シーソーの側面に接触し、傷を負ったとこういう状況なんですね。わずか30分、35分この5分間の間に。これ、子供さんだけが遊んでおったのか、親御さんもそこに一緒にいたのかどうか。その辺の詳しい内容をちょっと説明していただかないと、監督責任なんていうのは全くないままに、いわゆる遊具の不備だけが原因で両方ともわずか5分ぐらいの間に起こったものなのか、その辺ちょっと説明をしていただきたいと思います、子供さんの年齢も含めて。

○鴨田俊廣議長 建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 ただいまの御質問についてお答えします。

確かに報告3号、報告4号ということで、年齢が5歳と7歳の長男と次男ということで、兄弟のお二人でございます。内容といたしましては、損害賠償の原因に記載のとおりでございますけれども、被害者の7歳の長男と5歳の次男の兄弟2人が初めて公園に遊びにいきまして、そこで初めて知り合ったほかの2人のお子さんと、4人で一緒にシーソーに乗って遊んでいたというような状況でございました。その場には母親の方も一緒におられました。

それで、遊んでいたところ、まず次男の方がシーソーの腕に、一番端部ですね、そこと地面との間に挟まれたという経過でございます。そのけがを見まして、母親の方が車に乗せて病院に向かうというようなことで目を離した。その後ですね、7歳の長男の方が遊んでおりまして転倒して、腕部の側面に左膝の上を接触して左太ももに4針を縫うけがを負ったというものでございます。

シーソーの安全に関する基準ということで、地面に直接接触していたということで、現在では23センチ以上の間隔をとることとなっておりますものですから、うちのほうの過失ということで今回損害賠償ということで示談をしたものでございます。

以上でございます。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 大体わかりましたけれども、今の説明ですとですね、いわゆる地面に直接シーソーの板がついてはだめなんだと。そういうものをそのままおったからということで、遊具の不備がここに生じたという理解でよろしいんですね。

ただ、先ほど申しあげましたように、今聞きますと7歳と5歳の子供さん、これをほかの子供さんと一緒に遊んでおって、親御さんもそこにおったということで、必ずしも全面的に遊具の不備だけが指摘されるものではないのではないかと。ある意味では親御さんの監督責任ということも十分あるんじゃないか。あとは、もう一人の後段のほうはね、お母さんが車で病院に連れていこうと思ったら、今度側面にぶつくと、脇のほうに。これなんか全く遊具の不備という、いわゆる管理者側にその辺に責任は本当にあるのかなというのは、非常に微妙な感じがするんです。

したがって、これまでも専決処分ということだとほとんど損害賠償の額が報告されるわけですが、去年あたりも道路のちょっと穴ぼこなんかあって、その車の損傷などでもありました。しかし、全てが全て、行政側の管理者側に100%責任があるものではないものも結構あると思うんですよ。その辺を含めて今後、交渉の段階でやっていただきたいということを申しあげて、終わります。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありますか。後藤議員。

○後藤健一郎議員 御質問させていただきます。今、御説明いただいたので大体状況は把握したんですが、こういった公園の遊具でけがをする場合というのは2パターンありまして、リスクとハザードと言われるものですが、リスクのほうはいわゆる子供たちが、正常な使い方をしなくてけがをした場合。例えば、滑り台を滑っていて頭から滑っていてけがをした。これは、子供たちがどうしてもそういうことをやりたがるのでけがをする場合と、もう一つは、器具により子供たちにとっては回避できない場合のけが。そういった場合にはこのように損害賠償というのが発生すると思うんですけれども、今お伺いしたところ、シーソーは現在の基準を比べると満たしていないところがあったので、今回このように損害賠償になったというお話だったんですが、それではちょっと、やっぱり気になったのは、ほかにもたくさん寒河江市内には遊具があるわけなんですけれども、それらの遊具はこの基準に照らし合わせてみてどうなのか。要は、私たちの行政側の不備として損害賠償とか発生するようなものがないのかどうかという今の点検というんですか、チェックそういったものをどのようになさっているのか、お伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 お答えします。

市内の遊具につきましては、平成24年度に業者に委託しまして安全点検を行っているところでございます。その点検の結果に基づきまして、撤去すべきところは撤去したというようなことで理解しておったところでございましたけれども、この事案につきましては、たまたまそのままになってしまったという1件だけの例でございました。この事故があった後すぐに全部緊急点検いたしました

て、シーソー以外の遊具につきましては異常がなかったということで、今後、十分こういうことがないようにしたいということで課内で今やっている状況でございますので、よろしくをお願いします。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありますか。川越議員。

○川越孝男議員 2点お尋ねします。

1つは、今やりとりを聞いて今回のこの損害の賠償額は、実際の医療費や何かの損害額に対して案分が、先ほど親御さんの監督責任ということと、遊具の管理の問題と2つあったわけですから、案分がされているのかどうかということが1点です。

それから2点目ですけれども、対応策としてシーソーが地べたにつかないようにしたというのが、前段のほうの事故に対する対応策だと思います。後段のほうの、脇にぶつかってという部分、これは遊具に問題があったのか、まさしく監督というか、子供の不注意でどこにも行ってぶつかっただけなのか、その辺の関係もありますので、後段のほうの対策というのはどういうふうにされているのか、この2点をお尋ねします。

○鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 最初の弟さんの分については地面に直接ついたということで、全額市の負担ということでやっております。ただ、長男さんの2番目の方については、やっぱり離れていれば事故が起こらなかったのではないかとということで、相手方との話がありました。その辺の判断についても、やっぱり長男の方については全額ということではございません。それで、けがの程度からいきますと長男のほうが大きいわけですけれども、金額的には保険会社さんとも十分協議させていただいて、こういう形になっているところでございます。対策というかシーソーにつきましては、即撤去いたしております。

以上でございます。

○鴨田俊廣議長 ほかに。太田議員。

○太田芳彦議員 1点確認させていただきたいと思えます。

場所なんですけれども、寒河江八幡宮参集殿の北西の寒河江公園地内とありますけれども、これは滑り台の上のほうを指しているのでしょうか、下なのでしょうか。

○鴨田俊廣議長 芳賀課長。

○芳賀弘明建設管理課長 滑り台の下のほうです。ちょっと表現にも迷ったんですけれども、俗に言う下のほうに池がありますよね、その隣の場所でございます。滑り台の下、おりてから北側の場所になります。

○鴨田俊廣議長 ほかに。内藤議員。

○内藤 明議員 いろいろお話伺いまして、大体わかったんですが、ちなみにこの2番目のほうの過失割合というか、保険会社はこの事故でどの程度見られているんですか、過失割合を。

○鴨田俊廣議長 芳賀課長。

○芳賀弘明建設管理課長 3分の1程度でございます。

○鴨田俊廣議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第4号損害賠償の額の決定について専決処分報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第5号平成25年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第6号平成25年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 日程第20、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第48、請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願までの29案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 鴨田俊廣議長 日程第49、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長 まず、決算の認定について御説明を申し上げます。

平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び8件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は170億414万4,203円で、歳出決算額は164億2,225万8,056円でございます。形式収支は5億8,188万6,147円の黒字決算で、繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源が2,241万529円ですので、実質収支は5億5,947万5,618円の黒字決算でございます。

剰余金の処分につきましては、基金条例等の規定に基づき財政調整基金に2億8,000万円、減債基金に1,000万円を積み立てし、残る2億6,947万5,618円は翌年度に繰り越しをしたところでございます。

次に、認第2号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は15億1,405万1,011円で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第3号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は1億8,057万1,897円で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第4号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は362万4,071円で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第5号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明

申しあげます。

歳入決算額は43億3,984万8,137円で、歳出決算額は41億9,897万1,372円で、歳入歳出差し引き残額1億4,087万6,765円は、翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第6号平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入決算額は4億2,615万7,069円、歳出決算額は4億2,030万4,809円で、歳入歳出差し引き残額585万2,260円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第7号平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入決算額は34億1,650万7,856円、歳出決算額は34億1,635万1,606円で、歳入歳出差し引き残額15万6,250円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第8号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入決算額は2,497万4,904円、歳出決算額は2,300万4,626円で、歳入歳出差し引き残額197万278円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第9号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入決算額は82万5,543円、歳出決算額は47万8,676円で、歳入歳出差し引き残額34万6,867円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、平成25年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成25年度寒河江市水道事業会計決算について、地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものでございます。

最初に、認第10号平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを御説明申しあげます。

初めに、収益的収入及び支出について申しあげます。

収入は16億9,917万4,181円、支出は17億1,730万4,832円で、1,813万651円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は2億4,600万2,000円、支出は2億8,667万93円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4,066万8,093円となりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填いたしました。

欠損金については、剰余金計算書及び損益金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金6億7,287万4,535円を翌年度に繰り越しをしようとするものでございます。

次に、認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてを御説明申しあげます。

初めに、収益的収入及び支出について申しあげます。

収入は10億7,817万1,521円、支出は9億3,675万9,236円でございます。その結果、収益的収支については1億2,965万2,608円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は4,074万8,230円、支出は4億731万4,728円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は3億6,656万6,498円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

剰余金については、剰余金処分計算書案に記載のとおり減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に1億900万円を積み立てし、5,360万1,348円を翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

その他の詳細については別冊資料のとおりでございます。

以上、各会計の決算及び事業会計決算について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

次に、議第43号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、老人福祉センターの木質ペレットボイラー設置工事等に係る老人福祉センター運営事業費等を追加し、介護保険施設のスプリンクラー設備の整備に対する公的介護施設整備補助金を計上するものでございます。

その結果、1億7,688万7,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ156億6,973万3,000円とするものでございます。

次に、議第44号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う基金積立金及び療養給付費等負担金などの精算に伴う償還金を追加するものでございます。

その結果、1億2,887万5,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ44億7,654万1,000円とするものでございます。

次に、議第45号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う基金積立金及び介護給付費等の精算に伴う償還金を追加するものでございます。

その結果、1,490万2,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ34億9,910万7,000円とするものでございます。

次に、議第46号平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、医療事故の損害賠償に伴い医業外収益を追加するものでございます。

その結果、163万円の追加となり、予算総額は収益的収入及び支出それぞれ19億3,905万4,000円とするものでございます。

次に、議第47号寒河江市市税条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地域決定型地方税制特例措置の導入等について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第48号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを御説明申しあげます。

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを御説明申しあげます。

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第50号寒河江市保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、保育の必要性の認定に関する基準を定めようとするものでございます。

次に、議第51号寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを御説明申し上げます。

子ども・子育て関連3法の成立による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第52号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

ひとり親家庭等医療給付事業において配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により、配偶者が保護命令を受けた者等を対象者に追加するため所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第53号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを御説明申し上げます。

介護保険法等の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第54号寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを御説明申し上げます。

介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第55号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

慈恩寺を訪れる観光客に対し駐車場を明示し、円滑な誘導案内を促すため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第56号損害賠償の額を定めることについてを御説明申し上げます。

寒河江市立病院で治療中に発生した事故について、損害賠償の額を決定するため地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議第57号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを御説明申し上げます。

田代辺地の公共的施設整備については、第8期辺地総合整備計画に基づき実施しているところでございますが、道路整備事業の事業費を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、田代辺地総合整備計画を変更しようとするものでございます。

以上、15案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上でございます。

監 査 委 員 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第50、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。大沼監査委員。

〔大沼孝一郎監査委員 登壇〕

○大沼孝一郎監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成25年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合わせて11会計の歳入歳出決算審査の結果について御報告申しあげます。

最初に、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について申しあげますので、お手元に配付しております決算審査意見書1ページをお開き願いたいと思います。

第1、審査の概要であります。審査の対象になりましたのは平成25年度寒河江市一般会計、特別会計につきましては平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計から平成25年度寒河江市財産区特別会計までの8特別会計で、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行につきましても適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もございますので、結びの中の決算額、財政分析、市税等の収入状況などについて御説明を申しあげますので、51ページをお開き願いたいと思います。

初めに、上から4行目、決算額の概要から御説明申しあげます。

平成25年度の一般会計及び各特別会計の純計決算の総額は、歳入255億1,118万1,000円、歳出247億8,009万2,000円で、歳入歳出差し引き7億3,108万9,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は7億867万8,000円となり、さらに、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は5,254万7,000円の赤字となっております。

このうち、一般会計の決算総額は、歳入が170億414万4,000円、歳出は164億2,225万8,000円で、歳入歳出差し引き5億8,188万6,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた5億5,947万6,000円が実質収支額となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は735万1,000円の赤字となっております。

一方、特別会計の決算総額は、歳入99億656万円、歳出97億5,735万8,000円で、歳入歳出差し引き1億4,920万2,000円の黒字決算となっております。

同額が実質収支額となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は4,519万7,000円の赤字となっております。

次に、財政分析であります。財政力指数は0.502で、前年度に比べ0.011大きくなっております。経常収支比率は88.7%で、前年度に比べ1.4ポイント低くなっております。

実質公債費比率は14.1%で、前年度に比べ1.0ポイント低くなっております。市債残高一般会計分は180億839万7,000円で、前年度に比べ3億7,807万8,000円増加しております。

次に、市税等の収入状況についてであります。市税は93.5%で、前年度に比べ0.2ポイント高くなっております。また、市税以外の主な収納率であります。下水道使用料は94.8%で、前年度に比べ0.3ポイント低くなっております。国民健康保険税は72.5%で、前年度に比べ0.5ポイント高くなり、介護保険料は98.6%で、前年度と同率となっております。

収入未済額のうち主なものについて申し上げますと、市税は前年度と比べ2,311万3,000円減少し、3億1,267万3,000円、国民健康保険税は前年度と比べ2,105万3,000円減少し、3億4,790万1,000円となっております。

公金の未収金収納対策につきましては、庁内各課における情報交換や滞納整理マニュアルにより対策が講じられておりますが、公金の収入未済額解消は、公費負担の公平・公正の観点や一般財源確保の上からも重要でありますので、さらなる収納率の向上に工夫と努力が望まれます。

地域経済が依然として厳しい状況が続く中、今後、地方分権、少子高齢化や核家族化の進展、人口減少社会の到来など、行政を取り巻く環境が大きく変化しようとしております。こうした状況の中で、新第5次振興計画で掲げた「夢集い 人・緑輝く さくらんぼのまち 寒河江」を実現するため、多くの課題に取り組み、健全財政のもと市政の発展と市民福祉が向上されますよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。お手元の寒河江市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開き願いたいと思います。

第1、審査の概要であります。審査の対象は平成25年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成25年度寒河江市水道事業会計決算であります。審査の結果、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規定に従って作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果は意見書に記載のとおりであります。主な内容について御説明申し上げます。

先に病院事業会計について御説明申し上げますので、13ページ、結びをお開き願いたいと思います。

初めに、中段ほどに記載しております病院の利用状況から申し上げます。

入院患者の年間延べ人数は2万6,653人で、前年度に比べ1,656人、6.6%増加し、1日平均73.0人となっております。外来患者は年間延べ4万8,761人で、前年度に比べ2,150人、4.2%減少し、1日平均199.8人となっております。

医業収支状況について前年度と比較いたしますと、医業収益は6,760万1,000円、5.4%減少、一方、医業費用は4,600万9,000円、2.7%減少となりました。医業収支比率は70.0%で、前年度に比べ2.1ポイント低くなっております。

損益状況について見てみますと、経常収益は一般会計からの繰り入れが6億600万円あり16億9,798万8,000円となり、対しまして経常費用は17億1,611万9,000円で、差し引き1,813万1,000円の経常損失となっております。

当年度未処理欠損金は、前年度からの繰越欠損金 6 億 5,474 万 4,000 円に当該年度純損失を加えた 6 億 7,287 万 5,000 円となっております。

経営分析につきましては17ページ及び18ページの別表 3 に表示しておりますが、主な項目について申し上げますと、病床利用率は58.4%で、前年度に比べ3.6ポイント高くなっておりますが、総務省が公表しております全国自治体病院の類似規模病院における平均病床利用率は、平成24年度であります68.9%であり、医療資源の効率的活用面から見ても病床利用率のアップが望まれます。

流動比率は120.8%で、依然として資金不足発生の危険な状況にありますので注視が必要であります。過去5年間の患者数の推移を見ても減少傾向が続いておりまして、入院は5.8%減、外来は17.7%減となっております、厳しい経営状況が続いております。

こうした状況から、経営健全化は喫緊の課題となっており、早急な対応が求められております。そのためには、収益面では現在保有しております医療資源を最大限に活用し、的確な診療報酬の請求、市民の医療ニーズへの対応や患者サービスの向上による患者数の増加などにより、医業収益の確保を図ること、費用面では引き続き徹底した経費の節減を図ることが必要であります。寒河江市立病院アクションプランで示した基本的な方向である市民ニーズに応え得る持続可能な病院を目指すとの考えを十分に踏まえ、市立病院としての役割を果たすため、経営健全化の取り組みとともに、中長期的な視点に立ったそのあり方や経営計画についても十分検討を行い、市民から信頼され、地域医療の核となる病院経営を望むものであります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

33ページの結びをお開き願いたいと思います。

水道事業の配水量等を前年度と比較いたしますと、年間の配水量は23万5,717立方メートル、3.9%、有収水量につきましても18万771立方メートル3.5%、それぞれ減少となっております。有収率は86.3%と、前年度に比べ0.3ポイント高くなっております。

水道事業収益は前年度に比べ6,884万6,000円、6.3%の減少となっておりますが、これは平成24年10月から水道料金を引き下げたことなどにより給水収益が7,571万5,000円、7.1%減少したことが主な理由であります。

一方、水道事業費用は前年度に比べ2,267万5,000円、2.6%の増加となっておりますが、これは浄水及び配給水費が減少しているものの、業務及び総係費、減価償却費及び資産減耗費が増加したことなどが主な理由であります。

その結果、経常収益10億2,734万3,000円に対し、経常費用は8億9,185万2,000円で、差し引き1億3,549万1,000円の経常利益となりますが、特別損失が生じておりますので、当年度純利益は1億2,965万3,000円となり、前年度に比べ9,152万1,000円、41.4%の減少となっております。

また、供給単価、給水原価を比較しますと、給水原価1立方メートル当たり177.1円に対し、供給単価は1立方メートル当たり197.1円で、供給単価が給水原価を1立方メートル当たり20.0円上回っております。

経営分析について見ても、営業収支比率は119.3%で、前年度に比べ12.0ポイント低下しておりますが、良好な数値となっております。

営業収支比率が低下した理由は、受託工事費を除く営業費用が2,160万2,000円増加し、受託工事収益を除く営業収益も7,324万7,000円減少していることが主な理由であります。

経営成績や財政状態について分析した比率等は35ページからの別表に表示したとおりであります
が、支払い能力を示す流動比率や施設の利用率を示す施設利用率も良好な数値となっております。

平成13年度から平成26年度までの事業期間で実施しております上水道第4次拡張事業は、13年次
目が終了し、事業進捗率は事業費ベースで84.3%、老朽管更新事業は工事延長ベースで86.9%とな
っております。この効果もありまして、有収率は86.3%、有効率は91.3%となっております。

企業債償還金及び企業債利息は、企業債の償還が進んだことや企業債の発行を控えてきたこと
により1,498万円、8.4%減少し、企業債未償還残高は17億3,055万5,000円となっております。

平成25年度は、有収水量が3.5%減少したことや、平成24年10月から水道料金の引き下げを行っ
たことにより、水道料金収入が前年度に比べ7.1%減少しております。今後は、給水人口の減少や
節水意識の高まりにより水需要量は減少していくものと思われ、水道料金の大きな伸びは期待でき
ないと見込まれます。

また一方、第4次拡張事業や老朽施設及び老朽管の更新、送水管及び配水管の耐震化などで多額
の費用が見込まれており、計画的な施設整備が求められております。

また、昨年7月下旬の記録的な豪雨により村山広域水道からの給水が停止され、同広域水道から
給水を受けている市内の相当の区域で3日から5日間断水したことは、今後の施設整備に大きな課
題を残すこととなりました。

寒河江市水道ビジョンで示されました水需要の見通しや施設整備等の課題に的確に対応し、より
一層効率的な経営に努め、安心・安全で良質な水道水の安定供給に努力されますよう要望いたしま
す。

以上でございます。

散 会 午前10時48分

○鴨田俊廣議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。